平成２５年（フ）第６２１号
川崎市宮前区平４丁目７番14号
債務者　齊藤　一夫
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６３７号
川崎市高津区梶ケ谷２丁目２番地８　サンケイハイツ503
債務者　伊藤　麻里
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６４３号
川崎市川崎区本町２丁目９番地１　マイキャッスル竹内404
債務者　山口伊代子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６４４号
川崎市川崎区本町２丁目９番地１　マイキャッスル竹内404
債務者　山口　紀昭
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５号
川崎市宮前区南平台５番６―402号　市営住宅、前住所川崎市宮前区犬蔵１丁目４番24―201号　第二向ヶ丘サンハイツ
債務者　江尻美早子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
川崎市中原区下小田中１丁目９番６号
債務者　坂本　智子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
川崎市宮前区東有馬１丁目９番36号　サンライズＡＲＩＭＡ102
債務者　菊地　雅治
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
川崎市川崎区旭町２丁目24番10号　旭ビル302、前住所川崎市川崎区日ノ出２丁目16番14号　エクセルピア東邦303
債務者　白川　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４６９号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目10番10号
破産者　山下　兼之
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
福井県鯖江市水落町２丁目１番６号
破産者　吉村　勝典
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
福井市北四ツ居２丁目７番38号
破産者　鈴木　利之
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
福井市勝見３丁目14番27号　ストークマンション福井1805、開始決定時の住所福井市板垣５丁目705番地
破産者　黒田惠一郎
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
福井市若杉浜３丁目315番地、旧住所福井市大瀬町第23号107番地
破産者　中島　　真
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
大分県日田市田島１丁目14番17号　タウニィ21―202号、旧住所大分県日田市大字石井420番地14
破産者　久保　修二
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第２７９号
北海道旭川市旭町１条15丁目2160番地
破産者　大石　照雄
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４３号
北海道旭川市永山１条２丁目３番31号　ワンダーハイツ206号
破産者　菊池　康司
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部